

## 長門市建設工事等競争入札執行事務要綱

### (趣旨)

第1条 市が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償業務(以下「工事等」という。)に係る競争入札の執行事務については、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (入札の依頼)

第2条 工事等の主管課長は、設計金額130万円を超える工事等を競争入札に付そうとするときは、起工伺が決裁された後、入札執行依頼書(別記様式第1号)に起工伺、その他必要資料を添えて監理管財課長に依頼しなければならない。

### (入札の通知)

第3条 長門市建設工事等指名審査会(以下「指名審査会」という。)において、入札参加資格要件、入札参加者、入札を執行する会場及び日時を決定し、入札の通知について(別記様式第2号)を入札参加者に通知しなければならない。

2 入札日は、入札公告日又は入札通知日の翌日から起算して、別図及び次に定める期間(閑序日を除く。以下この項において同じ。)により定めるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、500万円以上の工事等については、見積期間を5日以内に限り短縮することができる。

予定価格の区分	500万円未満	500万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上
見積期間	5日以上	10日以上	15日以上
入札の通知期間	2日以内		
設計図書の配布期間	2日以上(入札の通知日は含めない。)		
質問受付期間	2日以上(設計図書の配布日は含めない。)		
質問回答閲覧期間	2日以上(再質問の日数を含む、入札日は含めない。)		
入札日	見積期間終了日の翌日		

### (設計図書の配布)

第4条 設計図書の配布は、次のとおりとする。

#### (1) 電子入札の場合

入札情報公開システムに設計図書を登録するものとする。入札参加者は、見積期間内に入札情報公開システムから設計図書をダウンロードし入手するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、書面により配布することができる。

#### (2) 紙入札の場合

入札参加者に設計図書を電子メール又は書面により配布するものとする。

(質問及び回答)

第5条 質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 設計図書に関する質問は、入札参加者の公平を確保するため原則として、長門市設計図書の作成要領(平成17年長門市要領第37号)第1条第1項第4号に規定する工事内容質問書により行うものとする。

(2) 質問に対する回答は、長門市設計図書の作成要領第1条第1項第5号に規定する工事内容質問回答表により、入札情報公開システム又は市ホームページに掲載するものとする。

2 再質問の受付は、回答日の初日のみとし、その回答は再質問書提出日の翌日(閉庁日を除く。)に行うものとする。

(現場説明)

第6条 現場説明については、やむを得ない場合を除き原則として廃止するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場説明を行うことができる。

- (1) 災害等で緊急性のある場合
- (2) 特殊な工事等で、特に詳細な説明を必要とする場合
- (3) その他市長が必要と認めた場合

2 現場説明を行うことができる工事等については、長門市現場説明進行要領(平成17年長門市要領第35号)の規定による。

(入札執行者)

第7条 第2条第2項に規定する指名審査会において審査した工事等の入札の執行については、監理管財課長又は監理管財課長が指名した職員(以下「入札執行者」という。)が行うものとする。

(入札会場)

第8条 入札は、市庁舎内の会議室(以下「入札会場」という。)で行うものとする。

2 入札会場は、原則として公開とする。ただし、電子入札を行う場合は、非公開とすることができる。

(入札に関する注意事項)

第9条 入札会場には、別記1「入札の心得」を記すか、又は入札参加者の見やすい場所に掲示することとする。

- 2 入札参加者は、入札の心得を承知の上、入札に参加するものとする。
- 3 入札執行時刻を厳守し、天災地変その他やむを得ない事由がある場合を除き、入札日時の繰上げ又は延期をしてはならない。

(入札の辞退)

第10条 入札参加を希望しない者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退する者は、期間内に電子入札システム又は書面により、申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前の場合は、入札辞退届(別記様式第3号)を入札執行者に提出する。
  - (2) 入札執行中の場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に提出する。
  - (3) 入札を欠席した場合及び遅刻した場合は、入札辞退とみなす。ただし、入札執行者が当該入札の開始を宣言するまでに入場した者は、入札参加を可とする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札方法)

第11条 入札執行者は、入札会場にあらかじめ作成した予定価格調書(別記様式第4号)及びくじ等を用意し、定刻に達したら入札参加者の確認を行う。

- 2 電子入札の場合は、長門市電子入札実施要領(令和5年長門市要領第13号)第11条の規定により、入札書を提出するものとする。
- 3 紙入札の場合は、入札執行者が指定する入札会場及びその時刻に、入札書(別記様式第5号)へ入札者が必要事項を記載し、記名押印の上封書にして入札会場に備付けの入札箱に入れることにより行うものとする。
- 4 前項の入札は、代理人に行わせることができる。ただし、その場合は、入札執行前に入札執行者へ委任状を提出しなければならない。
- 5 入札については、この要綱に定めるもののほか、長門市入札進行要領(平成17年長門市要領第36条)の規定による。

(入札の延期又は中止)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を延期又は中止する。

- (1) 入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 予定価格に係る積算に疑義が生じたとき。
- (3) 競争入札において、入札参加者が 1 者になったとき。ただし、条件付一般競争入札においては、この限りでない。

(立会)

第 13 条 入札書の開札は、入札会場において入札参加者を立ち会わせ、入札終了後直ちに行うものとし、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせなければならない。ただし、電子入札を行う場合は、入札参加者の立ち会いを求めないものとする。

(開札)

第 14 条 入札執行者は、開札終了後直ちに予定価格調書を開封し、入札書と照合し確認するものとする。

- 2 入札執行者は、予定価格の範囲内の価格による入札がない場合は、当該入札書中最底入札金額を読み上げて公表するものとする。
- 3 前項の場合、入札執行者は直ちに再度入札を行うものとし、その回数は初回を含めて 3 回までとする。ただし、予定価格を事前公表しているものは、1 回のみとする。
- 4 再度入札をしても予定価格に至らず落札者がない場合は、入札を打ち切り、指名審査会において新たに指名業者を審議の上、再度公告入札を行うものとする。
- 5 前項の規定において入札参加者が 1 人であったとき、又は入札に付し落札者がないときは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、随意契約を締結することができる。この場合において、入札のときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

(積算内容の確認及び疑義申立て)

第 15 条 長門市建設工事等における積算内容確認の実施要領(令和 4 年長門市要領第 13 号)第 2 条に規定する積算疑義申立ての対象となる場合は、同要領の規定による。

(落札者の決定)

第 16 条 入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格であり、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、その業者名、入札書記載金額で落札した旨を宣言する。ただし、前条の規定により落札候補者を落札者として決定したときは、入札情報公開システム又は市ホームページに公表するものとする。

- 2 施行令第 167 条の 10 第 1 項(同令第 167 条の 13 により準用される場合を含む。)の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者を落札者としない場合の取扱いについては、長門市財務規則(平成 17 年長門市規則第 57 号)第 98 条によるほか別に定める。
- 3 施行令第 167 条の 10 第 2 項(同令第 167 条の 13 により準用される場合を含む。)の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができます。
- 4 施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項、第 2 項(同令第 167 条の 13 により準用される場合を含む。)の規定により、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする場合の取扱いについては、別に定める。
- 5 予定価格の範囲内で最低価格による同額入札者が 2 者以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより行うものとする。

(入札結果)

第 17 条 監理管財課長は、落札者が決定したときは、速やかに入札の経過及びその結果を入札情報公開システム又は市ホームページに公表するものとする。

(入札結果の通知)

第 18 条 監理管財課長は、入札執行報告書(別記様式第 6 号)に次に掲げる書類を添えて、当該工事等の主管課長へ入札結果を通知するものとする。

- (1) 入札経緯及び入札結果表、又は入札・見積結果表
- (2) 予定価格調書(別記様式第 4 号)
- (3) その他入札条件により必要と認めるもの

(設計違算に関する取扱い)

第19条 競争入札による契約において、設計違算が生じた場合の取扱いについては、長門市設計違算に関する事務取扱要領(平成28年長門市要領第9号)によるものとする。